羽衣レガッタ競漕規則

(目 的)

第1条 この規則は、羽衣レガッタの競漕が、円滑にして公正、和とスポーツ精神にのっとり実施されることを目的とする。

(競技委員会)

- 第2条 前条の目的達成のため、競技委員会を設け、次の役員により組織する。
- (1)委員長(実行委員長)
- (2) 審判長 (競技運営部)
- (3) 審判員(審判班)
- (4) 記録員(タイム計測班、レース記録班)
- (5) 招集員・乗船員(参加者対応班)
- (6) 救護員(救護部)
- (7)警備員(海上警備部、陸上警備員)
- (8) 競技準備委員(競技準備班)
- (9) 会場準備委員(会場設営部)
- (10) 式典委員(式典運営部)
- (11) 広報員(広報・渉外部)
- (12) 事務員(事務局)
- (13) その他、競技実施に必要な役員

(漕 路)

第3条 漕路は、各発漕地点から定められた浮標を折り返し、決勝線までの最短の直線とする。

(発 漕)

- 第4条 発漕は、発漕地点の浮標間で各艇の船先が揃ったところで、スタートの合図により発漕する。
- (1) 艇と艇との間隔は40メートル程度とし、発漕の直前は漕ぎ手全員が「かい挙げ」の号令でスタートの合図を待つものとする。
- (2) スタートの合図は、審判艇にあらかじめ挙げた発漕旗を振り下ろす方式とし、各艇はその合図により発漕するものとする。
- (3) 各艇は、定められた漕路を外して、他の艇の進路を妨害してはならない。

(フライング)

- 第5条 審判班は、スタートの合図と同時に、全艇が正しく発漕したことを確認する。
- (1) スタートの合図の前にパドリングを始めた場合は、フライングをしたとみなす。
- (2) 発漕でフライングがあってもレースを進行させるが、フライング艇には5秒のペナルティを課す。
- (3) フライングの判定は審判班が行い、審判長が宣告をする。
- (4) いかなる場合も審判班の判定に対する抗議は認めない。

(折り返し)

- 第6条 折り返しは、浮標を中心に左旋回とする。
- (1) 旋回の方法は、浮標が浮いた状態で左側に見えるように保ち、これを乗り越えてはならない。
- (2) 浮標の間隔は、40メートル程度とする。

(衝突回避)

- 第7条 選手団は、離岸から着岸に至るまで、艇を衝突させてはならない。
- (1) 定められた漕路から外れ、他の艇の進路を妨げる恐れがある場合は、直ちに停船をすること。
- (2) 折り返し付近で衝突しそうになったときは、先行艇(先に転回している艇)の進路を妨げてはならず、後続 艇は、直ちに衝突回避(停船・減速・迂回)をすること。
- (3) 艇の進行方向を最も把握している「舵取り」が、衝突の恐れがあると判断したときは、遅滞なく「太鼓手」と「漕ぎ手」に対して停船の指示をすること。
- (4) 衝突回避の義務を怠り艇を衝突させた場合は、当該選手団を危険行為による失格処分とする。

(決 勝)

- 第8条 決勝線は、陸上の決勝旗と決勝浮標2本を結んだ線とする。
- (1) 着順は、決勝線に舳先かかった状態で決定する。
- (2) 先頭の艇の舳先が決勝線にかかったときに記録員が合図をし、全艇が決勝線に到達して競漕を終了する。

(競漕の管理)

- 第9条 競技委員会は、絶対的権限と責任をもって競漕を管理する。
- (1) 着順の決定、発表は競技委員会が行う。
- (2) 競漕の妨害など、競漕の管理上支障が生じる恐れがあるときは、その選手団に対して、警告、出漕停止などを命令することができる。
- (3)接触、進路妨害などの障害があり、着順の決定などに問題が生じた場合は、失格、着順の繰り替えなど公正な処置をとるものとする。

(出漕選手団)

- 第10条 出漕艇の選手団は、1チーム16名以上35名以内で編成し、あらかじめ競技委員会に名簿を提出(登録)しなければならない。
- (1) 登録された選手団のうち、艇の漕ぎ手は14名以上22名以内とし、太鼓手と舵取は必ず1名ずつ乗せ合計 16名以上24名以内とする。また、混合の部については、漕ぎ手を女子7名以上とする。
- (2) 選手団は、出漕選手の中から主将を決め、名簿に附さなければならない。
- (3) 主将は、選手団を統一し、他の選手団との調整にあたり、競漕並びに審判に対する異議申し立て及び抗議をするときは、主将が競技委員会に行うものとする。
- (4) 出漕艇に乗船する者は、泳力に関係なく、浮力7キロ以上のライフジャケットを全員が着用しなければならない。

(櫂)

第11条 羽衣レガッタ競漕に使用する櫂は、木を材質とし、大きさ、長さは等の寸法は特に問わない。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成22年4月14日から施行する。
- この規則は、平成23年3月10日から施行する。
- この規則は、平成24年3月16日から施行する。
- この規則は、平成29年3月15日から施行する。
- この規則は、平成30年5月16日から施行する。
- この規則は、令和元年5月15日から施行する。
- この規則は、令和4年11月10日から施行する。(改訂)